

第8回 雲南市水道事業に関する審議会

雲 南 市 水 道 局

平成19年7月31日(火)

雲 南 市 木 次 町 下 熊 谷

下熊谷サブセンター

第 8 回雲南市水道事業に関する審議会日程

1 会長あいさつ

2 水道事業管理者あいさつ

3 委嘱状の交付

4 議事

水道事業総合整備計画の見直しについて

水道料金改定後の状況について

資料 1

平成 19 年度の事業について

資料 2

工業用水道事業の増設について

資料 3

簡易水道に対する国庫補助制度の見直しについて

資料 4

5 会長、副会長の選任について

6 その他

平成19年度 水道料金改定に伴う調定額・有収水量比較表(平成19年4月～7月分)

(上水道分)

区 分		平成19年度			平成18年度			対前年度増減		
		有収水量(m ³) a	調定額(円) b	供給単価(円) c (b/a)	有収水量(m ³) d	調定額(円) e	供給単価(円) f (e/d)	有収水量(m ³) a-d	調定額(円) b-e	対前年比 c/f(%)
木次三刀屋 上 水	4月	127,108	30,502,670	239.97	127,526	30,728,690	240.96	418	226,020	99.59%
	5月	126,301	26,165,990	207.17	125,641	30,151,820	239.98	660	3,985,830	86.33%
	6月	128,264	26,493,320	206.55	132,370	31,787,260	240.14	4,106	5,293,940	86.01%
	7月	129,542	26,940,630	207.97	129,912	31,328,980	241.16	370	4,388,350	86.24%
	計	511,215	110,102,610	215.37	515,449	123,996,750	240.56	4,234	13,894,140	89.53%
	(月平均)	128,036	26,533,313	207.23	128,862	30,999,188	240.56	826	4,465,875	86.15%
大東上水	4月	82,883	17,226,085	207.84	81,885	17,098,060	208.81	998	128,025	99.54%
	5月	82,121	16,892,750	205.71	80,601	16,774,505	208.12	1,520	118,245	98.84%
	6月	90,848	18,784,030	206.76	81,696	16,925,045	207.17	9,152	1,858,985	99.80%
	7月	81,414	16,845,320	206.91	84,965	17,517,885	206.18	3,551	672,565	100.35%
	計	337,266	69,748,185	206.80	329,147	68,315,495	207.55	8,119	1,432,690	99.64%
	(月平均)	84,794	17,507,367	206.47	82,287	17,078,874	207.55	2,507	428,493	99.48%
加茂上水 (平成18年度は簡水)	4月	56,891	9,657,360	169.75	49,003	8,386,440	171.14	7,888	1,270,920	99.19%
	5月	52,367	10,795,030	206.14	49,003	8,386,430	171.14	3,364	2,408,600	120.45%
	6月	51,937	10,712,470	206.26	54,002	9,128,550	169.04	2,065	1,583,920	122.02%
	7月	52,056	10,740,550	206.33	54,002	9,128,550	169.04	1,946	1,612,000	122.06%
	計	213,251	41,905,410	196.51	206,010	35,029,970	170.04	7,241	6,875,440	115.57%
	(月平均)	52,120	10,749,350	206.24	51,503	8,757,493	170.04	618	1,991,858	121.29%
合 計	4月	266,882	57,386,115	215.02	258,414	56,213,190	217.53	8,468	1,172,925	98.85%
	5月	260,789	53,853,770	206.50	255,245	55,312,755	216.70	5,544	1,458,985	95.29%
	6月	271,049	55,989,820	206.57	268,068	57,840,855	215.77	2,981	1,851,035	95.74%
	7月	263,012	54,526,500	207.32	268,879	57,975,415	215.62	5,867	3,448,915	96.15%
	計	1,061,732	221,756,205	208.86	1,050,606	227,342,215	216.39	11,126	5,586,010	96.52%
	(月平均)	264,950	54,790,030	206.79	262,652	56,835,554	216.39	2,299	2,045,524	95.56%

平成19年度5月分から新料金(4月分は旧料金)

平成19年度の月平均は4月分を除いた(5～7月分)平均値

対前年比は、供給単価を比較したもの

平成18年度の加茂上水は隔月(奇数月)検針のため

平成19年度 水道料金改定に伴う調定額・有収水量比較表(平成19年4月～7月分)

(簡易水道分)

区 分		平成19年度			平成18年度			対前年度増減		
		有収水量(m ³) a	調定額(円) b	供給単価(円) c (b/a)	有収水量(m ³) d	調定額(円) e	供給単価(円) f (e/d)	有収水量(m ³) a-d	調定額(円) b-e	対前年比 c/f(%)
木次簡水	4月	3,066	724,460	236.29	2,973	702,150	236.18	93	22,310	100.05%
	5月	3,110	629,750	202.49	3,061	717,360	234.35	49	87,610	86.40%
	6月	3,266	665,530	203.78	3,358	785,500	233.92	92	119,970	87.11%
	7月	3,511	734,910	209.32	3,524	849,520	241.07	13	114,610	86.83%
	計	12,953	2,754,650	212.67	12,916	3,054,530	236.49	37	299,880	89.92%
	(月平均)	3,296	676,730	205.32	3,229	763,633	236.49	67	86,903	86.82%
三刀屋簡水	4月	13,487	3,036,950	225.18	13,883	3,144,480	226.50	396	107,530	99.42%
	5月	13,553	2,676,290	197.47	13,474	3,006,150	223.11	79	329,860	88.51%
	6月	14,606	2,889,950	197.86	14,364	3,209,000	223.41	242	319,050	88.57%
	7月	14,574	2,917,820	200.21	14,353	3,255,590	226.82	221	337,770	88.27%
	計	56,220	11,521,010	204.93	56,074	12,615,220	224.97	146	1,094,210	91.09%
	(月平均)	14,244	2,828,020	198.54	14,019	3,153,805	224.97	226	325,785	88.25%
吉田簡水	4月	11,545	2,325,370	201.42	12,768	2,484,910	194.62	1,223	159,540	103.49%
	5月	11,112	2,437,320	219.34	9,035	1,897,670	210.04	2,077	539,650	104.43%
	6月	13,705	2,933,460	214.04	12,535	2,416,040	192.74	1,170	517,420	111.05%
	7月	11,960	2,656,810	222.14	12,089	2,432,500	201.22	129	224,310	110.40%
	計	48,322	10,352,960	214.25	46,427	9,231,120	198.83	1,895	1,121,840	107.75%
	(月平均)	12,259	2,675,863	218.28	11,607	2,307,780	198.83	652	368,083	109.78%
掛合簡水	4月	26,633	5,592,330	209.98	25,602	5,311,030	207.45	1,031	281,300	101.22%
	5月	26,513	5,726,000	215.97	26,096	5,408,560	207.26	417	317,440	104.20%
	6月	28,322	6,102,160	215.46	29,765	6,099,690	204.93	1,443	2,470	105.14%
	7月	28,611	6,234,380	217.90	28,616	6,015,590	210.22	5	218,790	103.66%
	計	110,079	23,654,870	214.89	110,079	22,834,870	207.44	0	820,000	103.59%
	(月平均)	27,815	6,020,847	216.46	27,520	5,708,718	207.44	295	312,130	104.35%
合 計	4月	54,731	11,679,110	213.39	55,226	11,642,570	210.82	495	36,540	101.22%
	5月	54,288	11,469,360	211.27	51,666	11,029,740	213.48	2,622	439,620	98.96%
	6月	59,899	12,591,100	210.21	60,022	12,510,230	208.43	123	80,870	100.85%
	7月	58,656	12,543,920	213.86	58,582	12,553,200	214.28	74	9,280	99.80%
	計	227,574	48,283,490	212.17	225,496	47,735,740	211.69	2,078	547,750	100.22%
	(月平均)	57,614	12,201,460	211.78	56,374	11,933,935	211.69	1,240	267,525	100.04%

平成19年度5月分から新料金(4月分は旧料金)

平成19年度の月平均は4月分を除いた(5～7月分)平均値

対前年比は、供給単価を比較したもの

水道料金改定に伴う水道メーター口径変更状況

(平成19年7月10日現在)

分 区 公 会 計	項 目	20mm 13mm	25mm 13mm	25mm 20mm	30mm以上 減口径	合 計
大東上水	申請件数	31	3	6	11	51
	施工済件数					0
	却下件数					0
	水道局負担額					0
加茂上水	申請件数	15	3	5		23
	施工済件数					0
	却下件数					0
	水道局負担額					0
木次三刀屋 上水	申請件数	4	1		5	10
	施工済件数					0
	却下件数					0
木次簡水	申請件数					0
	施工済件数					0
	却下件数					0
三刀屋簡水	申請件数				1	1
	施工済件数					0
	却下件数					0
吉田簡水	申請件数	4	1			5
	施工済件数					0
	却下件数					0
掛合簡水	申請件数	19	1		2	22
	施工済件数					0
	却下件数					0
	水道局負担額					0
合 計	申請件数	73	9	11	19	112
	施工済件数	0	0	0	0	0
	却下件数	0	0	0	0	0
	水道局負担額	0	0	0		0

大東町、加茂町、掛合町の一般家庭において、25mm及び20mmの減口径は水道局負担。

水道料金改定に伴う水道メーター口径変更状況

(平成19年7月10日現在)

分 合 計 区 公	項 目	20又は 25 13又は 20	30以上 減口径	合 計	備 考
大東上水	申請件数	40	11	51	
	施工済件数	31	1	32	
	水道局負担額	598,167		598,167	
	却下件数	7	7	14	
加茂上水	申請件数	23		23	
	施工済件数	14		14	
	水道局負担額	224,490		224,490	
	却下件数	6		6	
木次三刀屋 上 水	申請件数	5	5	10	
	施工済件数	3	1	4	
	却下件数	2	3	5	
木次簡水	申請件数				
	施工済件数				
	却下件数				
三刀屋簡水	申請件数		1	1	
	施工済件数		1	1	
	却下件数				
吉田簡水	申請件数	5		5	
	施工済件数				
	却下件数				
掛合簡水	申請件数	20	2	22	
	施工済件数	13		13	
	水道局負担額	679,035		679,035	
	却下件数	7		7	
合 計	申請件数	93	19	112	
	施工済件数	61	3	64	
	水道局負担額	1,501,692		1,501,692	58件分
	却下件数	22	10	32	

大東町、加茂町、掛合町の一般家庭において、20及び25を減口径する場合は水道局負担。

平成19年度 水道局の主な事業

雲南市予算説明書（水道局関係抜粋）

・ 上水道事業	
収益的支出	7億9,563万円
水道料金	6億8,562万円
市の負担ほか	1億1,001万円
資本的支出	10億2,689万円
国の支出	1億0,331万円
市の負担ほか	9億2,358万円
・ 簡易水道事業	
事業費	5億3,100万円
水道料金	1億5,035万円
国の支出	2,640万円
市の負担ほか	3億5,425万円
・ 工業用水道事業	
収益的支出	4,020万円
水道料金	4,550万円
資本的支出	5億1,102万円
市の負担ほか	5億1,102万円

主な事業

・ 上水道事業	18億2,252万円
三刀屋水源地系整備事業は、平成19年度で完了し膜ろ過浄水場の供用を開始します。大東北部（幡屋・遠所・山田地区）の水道未普及を解消するための水道整備を完了します。加茂町上水道の愛宕第2配水池を築造します。水道管の布設・改良工事を行います。（これらの事業経費 8億6,397万円）	
・ 簡易水道事業	5億3,100万円
吉田町簡易水道整備事業の最終年度で、吉田町浄水場の整備工事を完了します。掛合町簡易水道の改良整備を行うための変更認可手続きを行います。簡易水道の遠方監視設備の整備を行います。	
・ 工業用水道事業	5億5,512万円
島根三洋電機の工場増設に伴い、平成19年度に工業用水道施設を増設します。（これらの事業経費 4億9,087万円）	

工業用水道資料

1 経過

(1) 島根三洋・ホシザキ電機に工業用水を供給するため、工業用水道事業を開始 (平成 7 年 4 月 4 日供給開始)

島根三洋	9 0 0 m ³ /日
ホシザキ電機	1 5 0 m ³ /日
計	<u>1 , 0 5 0 m³/日</u>

(2) 平成 1 6 年度において、島根三洋の太陽電池生産能力増に対応するため取水能力及び送水能力を改良した。(平成 1 7 年 1 月 2 4 日供給開始)

島根三洋	1 , 5 0 0 m ³ /日
ホシザキ電機	1 5 0 m ³ /日
予備水量	5 0 m ³ /日
計	<u>1 , 7 0 0 m³/日</u>

(3) 平成 1 8 年度において、島根三洋が更に生産能力の増大を計画、工業用水要求量の大幅な増量が必要となった。・・・[別紙 1 参照](#)

このため、平成 1 9 年度中で施設整備を完了し、送水を開始する必要がある。

2 取水量の検討及び調査

(1) 現状の取水量

NO . 1 取水井	3 0 m ³ /h (7 2 0 m ³ /日)
NO . 2 取水井	5 0 m ³ /h (1, 2 0 0 m ³ /日)
	7 2 0 m ³ /日 + 1 , 2 0 0 m ³ /日 = 1 , 9 2 0 m ³ /日 . . .

(2) 要求量との比較

島根三洋	5 , 0 0 0 m ³ /日
ホシザキ電機	1 5 0 m ³ /日
予備水量	5 0 m ³ /日
計	<u>5 , 2 0 0 m³/日 . . .</u>

= 3 , 2 8 0 m³/日が不足することになる。

この不足分を充足するため、新たに斐伊川右岸側で水源調査を行うこととし、平成 1 8 年度において、水源調査を実施した。

3 水源調査結果

木次町里方地内（斐伊川右岸側（NO. 2 及びNO. 3））は適正揚水量が同時運転時にはそれぞれ108 m³/hとなり、三刀屋町下熊谷地内（斐伊川左岸側（NO. 4））は適正揚水量が84 m³/hとなると推定される。

斐伊川右岸側（NO. 2 及びNO. 3）

$$108 \text{ m}^3/\text{h} * 2 \text{ 本} * 24 \text{ h} = 5,184 \text{ m}^3/\text{日}$$

斐伊川左岸側（NO. 4）

$$84 \text{ m}^3/\text{h} * 24 \text{ h} = 2,016 \text{ m}^3/\text{日}$$

これにより、斐伊川右岸側のみで要求水量が充足されるため、右岸側で整備を行うこととした。

島根三洋及びホシザキ電機 2 社の合計要求量は予備水量分を含め、5,200 m³/日のため、適正揚水量の約63%でNO. 2 及びNO. 3 取水井を運用すれば、既存の取水井と併せ要求水量が充足される見込みとなる。

4 整備計画（計画図 別紙 2 参照）

概要

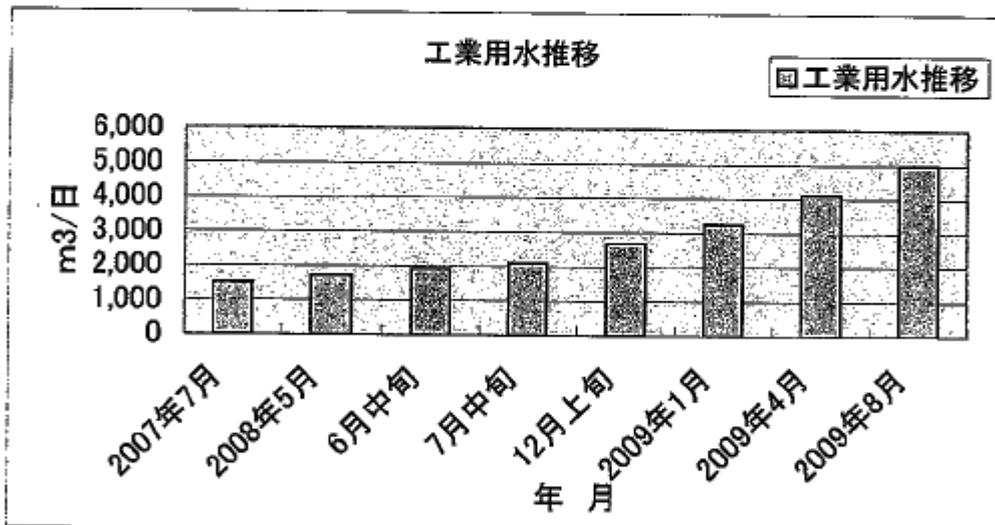
- ・ 取水井築造 2 本 … さく井、取水ポンプ、揚水管、敷地造成
- ・ 導水管整備 … DCIP 200 L=380m
- ・ 送水ポンプ施設整備 … 送水ポンプ、ろ過機、ポンプ所築造、上屋、
電機計装設備、造成
- ・ 送水管整備 … DCIP 250 L=1,800m、加圧ポンプ、水管橋

改訂日：2007年07月02日
 作成日：2007年02月08日

島根三洋電機 90MW増産に伴う工業用水推移表

年月	推移	増量	ラインNo,	
2007年7月	1,500 m ³ /日		現行	50MW
2008年5月	1,700 m ³ /日	200 m ³ /日	付帯関係他使用	90MW
6月中旬	1,900 m ³ /日	200 m ³ /日	#6搬入・調整	
7月中旬	2,100 m ³ /日	200 m ³ /日	#7搬入・調整	
12月上旬	2,675 m ³ /日	575 m ³ /日	#6生産開始	↑
2009年1月	3,250 m ³ /日	575 m ³ /日	#7生産開始	
2009年4月	4,125 m ³ /日	875 m ³ /日	#8	90MW ※
2009年8月	5,000 m ³ /日	875 m ³ /日	#9	
合計	5,000 m ³ /日	3,500 m ³ /日	-	

※2009年度4月以降は予定



※上記増量(875m³/日・ライン)は、時間最大も見込んだ数値
 (1,350m³/日 X 0.5 X 1.3倍 = 877.5m³/日・ライン)

工業用水道施設計画図



簡易水道施設整備国庫補助制度の見直しについて

改正年度

平成19年度

概要

1 水道未普及地域解消事業

(1) 新設

新規に簡易水道を開始するための条件

- ◎ 橋で連絡されていない島に設置する場合
- ◎ 既存の給水区域から道路延長距離が10Km以上離れた地域に設置する場合
- ◎ 既存の水道事業とは経理又は管理を分離すること

(2) 無水源

- ◎ 「無水源」を「飛地域」に改め既存の給水区域から200m以上離れた地域に設置する、水源を有する簡易水道施設、飲料水供給施設を整備する事業を追加

2 簡易水道再編推進事業

(1) 事業経営者が同一であって一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する場合は補助の対象としない。

ただし、次の場合は対象とする。

- ◎ 平成28年度までは、平成21年度末までに統合計画を厚生労働省が承認した場合以下の施設について簡易水道再編推進事業の対象として認める
 - ア) 統合後の水道事業が上水道事業となる場合
 - イ) 統合と合わせて未普及地域に新設する施設
- ◎ 連絡管を整備する事業に限り平成29年度以降は200m以上離れた施設で水源が枯渇している等条件を満たす場合

3 生活基盤近代化事業

(1) 増補改良、基幹改良、水量拡張

事業経営者が同一であって一体的な管理が可能な(10Km未満)既存の簡易水道、飲料水供給施設に関する事業は補助の対象としない。

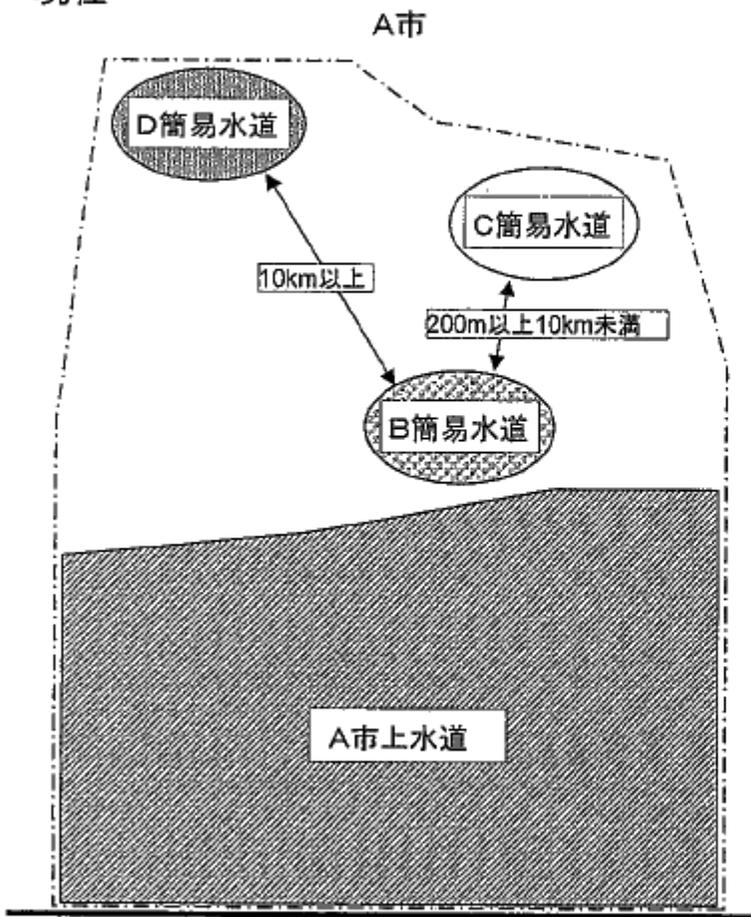
ただし、次の場合は対象とする。

- ◎ 平成28年度までは、平成21年度末までに統合計画を厚生労働省が承認した場合補助の対象として認める。

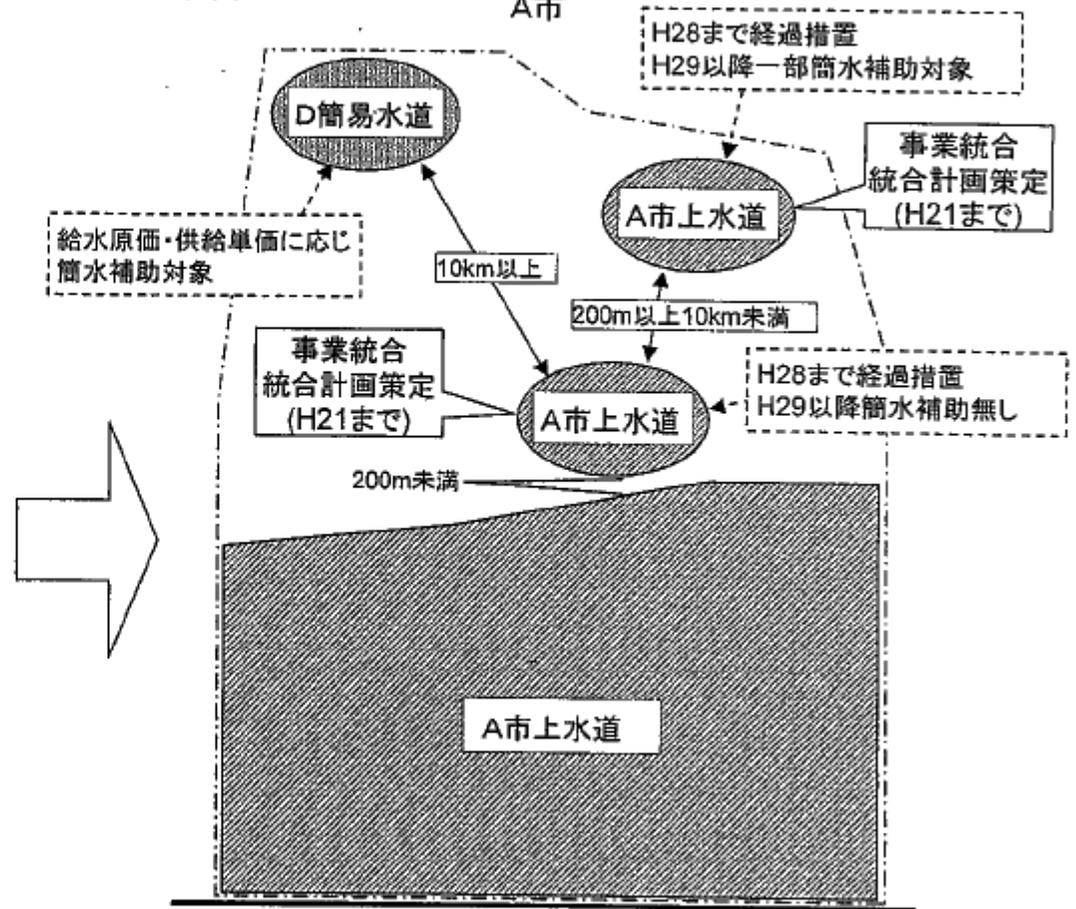
簡易水道に対する国庫補助制度の見直し

補助対象の見直し(再編推進、生活基盤近代化)

現在



H19以降



11



H28まで経過措置
H29以降一部簡水補助対象

事業統合
統合計画策定
(H21まで)

給水原価・供給単価に応じ
簡水補助対象

事業統合
統合計画策定
(H21まで)

H28まで経過措置
H29以降簡水補助無し

給水原価・供給単価に応じ
簡水補助対象

雲南市水道事業に関する審議会名簿（平成 19,20 年度）

（敬称略・順不同）

選任理由	氏 名	住 所	備 考
上水道加入者	杉 原 儀	木 次 町	
	若 槻 昭 夫	大 東 町	
	倉 内 敦 子	三刀屋町	
簡易水道加入者	堀 江 貞 男	掛 合 町	
	藤 原 重 達	大 東 町	
	吉 原 ・ 行	吉 田 町	
	江 角 一 津 枝	木 次 町	
	高 橋 美 智 子	加 茂 町	
	渡 部 茂 子	三刀屋町	
識見を有する者	宮 川 昇	大 東 町	
	和 泉 利 男	三刀屋町	
	石 飛 郁 輔	加 茂 町	

雲南市水道事業に関する審議会条例

(目的)

第1条 雲南市における水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、雲南市水道事業に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、雲南市における上水道事業及び簡易水道事業に関する重要事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 上水道及び簡易水道の加入者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。